

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第1回飯塚市農業振興地域整備促進協議会
開催日時	令和3年6月7日（月） 午後1時30分～午後2時43分
開催場所	飯塚市役所本庁4階入札室
出席委員	須堯委員、茅野委員、上田委員、大熊委員、新開委員、肘井委員、柏民委員、芹田委員、宮崎委員、横山委員、嶋田委員、福永委員、光根委員 計13名
欠席委員	杉山委員、作本委員、岸本委員 計3名
事務局職員	村上農林振興課長、大塚農政係長、島 計3名
会議内容	<p>1 協議会会長及び副会長の選出について （飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則第6条に基づく）</p> <p>（1）会長及び副会長の選出 A委員より、会長に須堯委員、副会長に大熊委員を推薦の声。 ほかに推薦もなく、諮った結果、異議なしにより会長に須堯委員、副会長に大熊委員が就任。 ～会長が議長となり議事進行～ （飯塚市農業振興地域整備促進協議会規則第7条に基づく）</p> <p>2 農業振興地域の整備に関する法律および農業振興地域整備促進協議会について</p> <p>（1）農林振興課大塚農政係長より、農業振興地域整備促進協議会、農業振興地域の整備に関する法律及び農業振興地域整備計画の変更（除外）について資料に基づき説明。</p> <p>3 農地利用計画の変更について</p> <p>（1）大分1063番1の一部、877㎡、一般住宅建設計画による除外申出について 事務局：～除外申出書に基づき説明～ 議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございません</p>

か。

(意見・質問なし)

議長：意見もないようですので、本件については、承認すること
よろしいでしょうか。

委員：(多数) 異議なし。

議長：本件については、承認することで決定いたします。

次に②の除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(2) 桑曲 367 番 1 の一部、155 m²、非農地証明申請のための除外申出に
ついて

事務局：～除外申出書に基づき説明～

議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございません
か。

D委員：非農地の部分は 分筆するのですか。

事務局：はい、分筆します。

議長：他に意見はございませんか。

(意見・質問なし)

議長：意見もないようですので、本件については、承認すること
よろしいでしょうか。

委員：(多数) 異議なし。

議長：本件については、承認することで決定いたします。

次に③の除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(3) 枝国 169 番 5、1,364 m²、共同住宅建設による除外申出について

事務局：～除外申出書に基づき説明～

議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございません
か。

(質問、意見なし)

議長：意見がないようですので、本件については、承認すること
よろしいでしょうか。

委員：(多数) 異議なし。

議長：本件については、承認することで決定いたします。

次に④の除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(4) 太郎丸 818 番 1、1,018 m²、建売住宅建設による除外申出について

事務局：～除外申出書に基づき説明～

議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございません
か。

D委員：基本的な問題ですが、いつも理由の中に他に適した土地がないということですが、土地売って共同住宅を建てるのだから、他の所を買えばいいと思います。他に適した土地がないから除外するのに大丈夫との判断はどこからくるのですか。そのあたりの理由を説明してください。

事務局：事業に適した土地については、申出者が所有する土地が比較対象となり、名寄せ台帳を提出していただき、その中で候補地の検討を行っています。事業計画地については、接道の確保、必要面積などの観点から、事業を実施する上で適合する土地が当該地しかないと判断しています。

D委員：土地の所有者がこの土地しか売るところがないということなのか。

事務局：他に適した土地が他にないと判断しました。

C委員：23・25・26 ページ平面図なり写真図なりみていると、北側の方と西側の方が道路に面している。26 ページに水路があり、用水路だと思うが、水路については北側に横と縦に一本水路があり、水路を残すと解釈しますが、出入口はどのようなになっているのかご説明願います。

事務局：図面 23 ページの出入口は西側が全面出入口となります。

議長：他に意見がございますか。

(意見なし)

議長：他に意見もないようですので、本件については、承認することよろしいでしょうか。

委員：(多数) 異議なし。

議長：本件については、承認することで決定いたします。

次に⑤の除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(5) 大日寺 442 番、443 番 1、452 番 1、計 3 筆、2,551 m²、建売住宅建設による除外申出について

事務局：～除外申出書に基づき説明～

議長：説明が終わりましたが、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長：他に意見もないようですので、本件については、承認することよろしいでしょうか。

委員：(多数) 異議なし。

議長：本件については、承認することで決定いたします。

次に⑥の除外について議題とします。事務局、説明をお願いします。

(6) 山口 782 番 1、36,536 m²、太陽光発電施設建設による除外申出について

事務局：～除外申出書に基づき説明～

議長：説明が終わりましたが、ご意見・ご質問などございますか。

A委員：なぜ、農振地域に山林をなぜ入れていたのですか。

事務局：用途区分が採草放牧地ということで農振の指定を受けております。

A委員：この中には農地はないのですか。

事務局：ありません。

A委員：農業委員会の関連があるのか。

事務局：農業委員会の農地台帳には地目は山林ですが、採草放牧地として記載があると確認しております。

議長：現況主義なので採草放牧地です。

D委員：農振除外後は農地転用が必要になり、かなり工事がいる。現地に行きましたけどかなり断崖絶壁でした。

事務局：法面については林地開発の計画が完了していませんので、防災工事をおこなって完了させると確認しています。

D委員：許可を出したままなので農地転用する時には工事が完了しないといけないとうことですよね。

事務局：県とは協議済であると確認しています。

D委員：協議とはどのような協議ですか。

事務局：県が許可している開発なので申出者と県が計画完了に向けて協議を行っているかと県に確認しています。

議長：他にご意見ございますか。

G委員：地元意見なしとはどういうことですか。案件に対して反対や賛成の意見を確認するという意味ですか。

事務局：放流先の水利権代表者である農区長・生産組合長に事業計画を説明し意見のある場合は、出された意見を改善して、意見書を戴くよう説明していますので、今回意見がなかったという意味になります。

議長：意見の範囲は地元でいうと水利権者という意味ですか。

事務局：はい。そうです。

B委員：今はどういう状態なのですか、牧草か何かまいているのですか。

D委員：現況は、岩を削って放置している状態。農振除外をするのは右側の荒れ放題の土地なのでほとんど手をかけずにパネルを張れる状態です。

議長：今日の審議は農振地域から農振除外するか、しないかその審

	<p>議だけで良いですか。</p> <p>G委員：地元意見なしとはどういう内容か知りたかっただけです。</p> <p>A委員：農振除外については意見ないという事でしょう。</p> <p>D委員：農振除外に対して妨げるものはないということでしょう。</p> <p>事務局：はい、そのとおりです。</p> <p>議 長：他に意見はございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>議 長：他に意見もないようですので、本件については、承認することよろしいでしょうか。</p> <p>委 員：(多数) 異議なし。</p> <p>議 長：本件については、承認することで決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議題がすべて終了しました。</p> <p>皆様のご協力によりまして、協議が速やかに終了いたしましたことを、厚くお礼申し上げます。事務局に進行をお返しします。どうもありがとうございました。</p> <p>事務局：会長、ありがとうございました。これをもちまして、令和3年度第1回飯塚市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございました。</p>
<p>会議資料</p>	
<p>公開・非公開 の別</p>	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 0人)</p>
<p>その他</p>	